

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 8 日現在

機関番号：24402

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2016

課題番号：25780049

研究課題名(和文) 新たな捜査手法による自己負罪からの保護に関する研究

研究課題名(英文) A research about the privilege against self-incrimination in new investigations in criminal procedure

研究代表者

松倉 治代 (MATSUKURA, Haruyo)

大阪市立大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：70637529

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,700,000円

研究成果の概要(和文)：近年検討中の新たな捜査手法の1つである秘密捜査に関して、捜査対象者に対して、捜査官の意図や身分を伝えずに、その自己負罪的供述を獲得するのであって、供述獲得時に対象者に対する供述拒否権の告知を行わない点で問題がある。本研究は、ドイツの刑事手続を比較法研究対象とし、捜査機関が対象者に対して供述拒否権の告知を行わなければならない時点及びその判断基準は、捜査機関の意思活動の存在が決定的要素なのではなく、対象者を自己負罪の危険から保護するという法の要請に基づいて、目的論的に決定すべきであり、それゆえ、いわゆる重要参考人に対する取調べにおいては告知が必要であることを明らかにした。

研究成果の概要(英文)：In new investigations, especially the undercover operation, it is a problem that the investigator does not inform the suspect or target of his or her right to remain silent, because the investigator need to hide his or her identity during the undercover operation. The following point was manifested in this research; it should be decided on the basis of the demands of law that the suspect or target need to be protected from self-incrimination when to need to inform the suspect or target of his or her right to remain silent. Therefore, when a suspicious character(Juuyou-Sankounin) is under investigation, the investigator need to inform him or her of the right to remain silent.

研究分野：社会科学

キーワード：供述拒否権 黙秘権 nemo tenetur原則 告知 被疑者概念

1. 研究開始当初の背景

自己負罪拒否特権（黙秘権）は、一般的に「理解されにくい」権利と呼ばれる。というのも、社会には、「真犯人は正直に自白すべき。無実ならアリバイを証明すべき。やましいことがあるから黙秘する。」という見方が存在するからである。しかし、この見解の当否はともかく、上記の条文を見ても分かる通り、わが国を含めた近代刑事訴訟は、この考え方を採用しなかった。これは、被疑者・被告人の自白に依存する刑事手続は、拷問をはじめとする人権蹂躪に至るといった歴史的反省に基づくものであり、人類の法発展における大きな所産といっても過言ではない。

裁判員制度が採用され、市民は、裁判員としてその市民感覚を反映させることが求められるが、その際、自己負罪拒否特権（黙秘権）を含めた刑事裁判の基本原則の理解が前提となる。さらに近年、小中高等学校における法教育の指導の充実が求められているところ、その思考素材として本研究テーマたる黙秘権も扱われている。しかし、上述のように「なぜ黙秘権が必要なのか」という問題は人間の尊厳や弾劾主義の精神の理解にとって最適であるが、非常に難解であり、現在のところ教育関係者に対する充分かつ精確な資料提供は不十分である。

また、再審無罪判決が出された足利事件や布川事件、検察官による証拠改竄事件等における取調べのあり方に対する批判が近年高まっている。国民の刑事司法に対する関心が高まる今、刑事手続における基本原則の丁寧かつ精確な説明の必要性が増していると考えられる。

また近年、秘密捜査の導入の拡大を含む新たな捜査手法の導入が検討されており、既存の刑事訴訟上の基本原則との関係を研究し、問題点を検討する必要がある。その際、申請者が行う、すでに秘密捜査を導入しているドイツ等の運用や法解釈を比較法研究することは、有効な研究であると考えられる。

自己負罪拒否特権（黙秘権）を実効的に保障するためには、実際に被疑者・被告人にこの権利について告知する裁判官、検察官、警察官、被疑者・被告人の防御に資する活動をする弁護士も、自己負罪拒否特権（黙秘権）を精確に理解することが不可欠である。ところが、刑事訴訟法学において、憲法 38 条 1 項と刑事訴訟法の関係やその内容・射程をめぐる議論も未だ解決していない。さらに、わが国の捜査実務では、被疑者・被告人に対して取調べ受忍義務が課され、長期の身体拘束と取調べが行われ、自己負罪拒否特権（黙秘権）が「現実に」保障されていないことも問題視されている。

本研究テーマは、英米法・大陸法の刑事手続においても、現在非常に注目されている。特に、組織犯罪・テロ対策のための秘密捜査の拡大や司法取引等の被疑者・被告人に対する尋問のあり方や範囲を検討する際、自己負

罪拒否特権（黙秘権）の意義と射程が再評価されている。特にドイツにおいては、自己負罪拒否特権（黙秘権）の起源であるラテン語法諺 *nemo tenetur se ipsum accusare/prodere* (何人も自己告発する義務を負わない。) に立ち返り、「Nemo tenetur 原則」という言葉に統一し、その憲法的根拠、理論と射程に関する議論が行われている。ここでは同原則を被疑者・被告人の一権利にとどめず、捜査機関（国家）と被疑者・被告人との関係性、尋問のあり方、自白の価値をも方向づける法原則と捉えている。

2. 研究の目的

本研究の全体構想は、わが国の憲法 38 条 1 項および刑事訴訟法が保障する *Nemo tenetur* 原則の存在根拠と理論を検討し、憲法的意義を有する同原則の実質的・内在的確立と実効的保障の基盤を得ようとするものである。本研究は、これまでわが国において自己負罪拒否特権（黙秘権）と呼ばれてきた権利をラテン語法諺に由来する *Nemo tenetur* 原則という上位概念を用いて行う。それによってわが国において被疑者・被告人の一権利としか位置づけられてこなかったこの権利を、捜査のあり方や証拠法、公判の運用にも影響を及ぼし、わが国の刑事手続全体を方向づける法原則として再構成する。現在同原則の保障が不十分にとどまる原因を解明するとともに、新たな捜査手法の導入に対し検討すべき問題点を指摘する。裁判員に選任される市民や法教育を担う教員及び対象たる中高生に対して、刑事訴訟の基本原則の精確な理解のための素地を示すことも目的としている。この全体構想の中で、当該研究計画の目的は、博士論文「刑事手続における *Nemo tenetur* 原則 (1) ~ (4・完) - ドイツにおける展開を中心にして - 」をもとに同原則の具体的適用場面である新たな捜査手法による自己負罪および黙秘権の告知の機能につき、同原則の内容および射程を理論的に検討することである。

3. 研究の方法

本研究は、以下の ~ により、わが国の刑事手続における *Nemo tenetur* 原則の具体的適用場面に関する研究を深化させ、学術論文として公にする。わが国の刑事手続における *Nemo tenetur* 原則の具体的適用状況 (実務・判例) や法制審議会の議論状況を把握し問題点を抽出するとともに、わが国の先行研究・判例を収集・分析する。比較法研究 (特にドイツの刑事手続) を行う。刑法読書会、刑事判例研究会等に参加し、これらのインターカレッジな刑事法研究会や学内の研究会において積極的に発表する。報告の際に頂いた意見をもとに、さらに研究を深化させ、学術論文として公にする。

4. 研究成果

本研究期間中、出産・育児に伴い、研究を中断（平成26年12月16日～平成27年9月30日）し、研究計画を見直した。進捗は緩やかであるが、本研究の延長を認めていただき、研究機関（本学法学部及び女性研究者支援室）の教員及びスタッフの支援のおかげで、下記成果をあらわすことができた。

(1) 本研究は、第1に、対象者（被疑者）に対する供述拒絶権の告知の意義と時期を明らかにした。すなわち、供述拒絶権告知の意義は、対象者たる被疑者・被告人に対する供述義務の明確な否定にある。また、対象者が国家と対峙していることを明らかにし、日常的なコミュニケーションのルールが妥当しないことを対象者に明らかにするという機能を有する。そのうえで、ドイツの刑事手続における供述拒否権の告知の時期の判断時期に関する議論を検討した上で、捜査機関が対象者に対して供述拒否権の告知を行わなければならない時点及びその判断基準は、捜査機関の意思活動の存在が決定的要素なのではなく、対象者を自己負罪の危険から保護するという法の要請に基づいて、目的論敵に決定すべきであること、それによれば、いわゆる重要参考人に対する取調べにおいて告知が必要であろう。

(2) 本研究では、Nemo tenetur 原則の具体的な適用場面及び度津の刑訴法との比較法的考察に取り組むことを通じて、刑事裁判における迅速性要請と被疑者・被告人の権利行使の衝突に関する新たな研究の方向性を得た。具体的には、本研究期間内に、後述〔学会発表〕、〔判例評釈〕、〔翻訳〕に取り組んだ。いわゆる黙秘権は一般的に「理解されにくい」権利と呼ばれ、「真犯人は正直に自白すべきで、無実ならアリバイを証明すべきだ。やましいことがあるから黙秘する」という見方が存在する。この見方の根底には、（無実の者はともかく）真犯人による供述拒否や黙秘、場合によっては他の証拠と矛盾する供述は、事件の真相解明を目指す捜査や公判の妨害活動に等しく正当な防禦権行使とはいいい難い、という抵抗感を見て取れよう。しかし、刑事手続において被疑者・被告人は無罪が推定され、供述拒否権は真犯人を含むすべての被疑者・被告人に保障される重要な防禦権であるという理解に争いはない。問題は、なぜ法は無実の人だけでなく真犯人にも供述拒否権を保障するのか、という問題に対して十分に答えているとはいえない点である。これは、本研究の全体構想である「黙秘権ないしは自己負罪許否特権の実質的・内在的保障の基盤を得る」ため、この権利の存在意義・根拠の理解は不可欠である。そこで、新たな研究の方向として、日本学術振興会科学研究費・若手研究(B)「刑事司法の機能性を理由とする手続権制約の許否-迅速性要請の意義の解明」平成29年度(研究代表・松倉治代)、を申請した(採択)。

(3) その他、これまでの研究成果の報告(後

述〔学会発表〕、EU 法や国際刑事法の研究(〔雑誌論文〕及び〔翻訳〕)、判例評釈(〔判例評釈〕)を示した。また、研究成果の還元として、小中高生を含む学生向け活動(〔小中高生向け活動〕及び〔記事〕)にも、機会があれば積極的に取り組んだ。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

松倉治代「EU 法における制裁手続」法律時報 85 巻 12 号(2013 年) 38~41 頁、査読なし。

〔学会発表〕(計4件)

松倉治代「『迅速な裁判の要請』の意義」、刑事訴訟法研究会「井戸田侃先生 米寿祝賀会」第1部 研究会(1) 学理からの研究報告(井戸田理論を踏まえて) 公判論、2016 年 11 月 12 日、佐伯・井戸田法律事務所(大阪府大阪市)。

松倉治代「刑事手続における供述拒絶権 日独における歴史的展開の分析」、民主主義科学者協会法律部会 2014 年 3 月 31 日、いわき新舞子ハイツ(福島県いわき市)。

松倉治代「刑事手続における供述拒絶権 日独における歴史的展開の分析」日本刑法学会関西西部会夏期例会、2013 年 7 月 28 日、京都産業大学壬生校地むすびわ館(京都府京都市)。

松倉治代「刑事手続における供述拒絶権 日独における歴史的展開の分析」刑事司法研究会、2013 年 7 月 14 日、龍谷大学(京都府京都市)。

〔図書〕(計1件)

松倉治代「供述拒絶権の告知時期に関する一考察 ドイツにおける「被疑者」概念をめぐる議論を手がかりに」『浅田和茂先生古稀祝賀記念論文集下巻』(成文堂、2016 年)、査読なし、67~85 頁。

〔その他〕

判例評釈

松倉治代「勾留の必要性の審査方法 最一小決平成26年11月17日集刑315号183頁」判例セレクト(法学教室426号付録)(2016年)39頁。

松倉治代「公判前整理手続における主張明示義務及び証拠調べ請求義務と憲法38条1項(最一小決平25・3・18)」速報判例解説 vol.15 新・判例解説 Watch(2014年)177~180頁。

松倉治代「控訴棄却の確定判決に対する再審請求が適法な再審請求事由の主張がなく不適法であることが明らかなきと刑訴規則285条1項による訴訟手続の停止(最小

一決平成 24・2・14 刑集 66 卷 4 号 582 頁)」、立命館法学 347 号 (2013 年) 496 ~ 504 頁。

翻訳

クラウス・ロクシン, ハンス・アッヘンバツハ原著, 光藤景皎, 吉田宣之編訳『ドイツ刑事訴訟法演習 君の知識を試そう』(成文堂, 2017 年) 193 ~ 216 頁(問 278-306) 及び 331 ~ 342 頁(問 446-459) 松倉治代担当。

加藤克佳・辻本典央・佐川友佳子・金子博・松倉治代(訳)「(翻訳)ヘルムート・ザッツガー著『国際・ヨーロッパ刑法--刑法適用法, ヨーロッパ刑法・刑事手続法, 国際刑法』(9・完)」近畿大学法学 62 卷 2 号 (2014 年) 153 ~ 247 頁。

加藤克佳・辻本典央・佐川友佳子・金子博・松倉治代(訳)「(翻訳)ヘルムート・ザッツガー著『国際・ヨーロッパ刑法--刑法適用法, ヨーロッパ刑法・刑事手続法, 国際刑法』(8)」近畿大学法学 62 卷 1 号(2014 年) 255 ~ 389 頁。

記事(学生・一般向け)

松倉治代「刑事手続における供述拒絶権」平成 26 年度知法會誌 51 号 7 ~ 13 頁(大阪市立大学法学部内無料法律相談所)。

小中高生向け活動

高津高校 2 年生による研究室訪問, 2016 年 7 月 12 日, 大阪市立大学杉本キャンパス, 大阪府立高津高等学校 2 年生 6 名, 「刑事裁判の目的はなにか」。

高津高校 2 年生による研究室訪問, 2015 年 11 月 6 日, 大阪市立大学杉本キャンパス, 大阪府立高津高等学校 2 年生 8 名, 「刑事裁判の目的とは何か」。

高津高校 2 年生による研究室訪問(金澤真理教授・刑法)の補助, 2014 年。

日本学術振興会ひらめきときめきサイエンス「模擬法廷に来て裁判を体験してみましよう」(山崎優子・立命館大学), 2013 年, 小中学生が裁判員役として参加する模擬裁判の裁判長役。

研究資金獲得

日本学術振興会科学研究費・若手研究(B)「刑事司法の機能性を理由とする手続権制約の許否-迅速性要請の意義の解明」平成 29 年度(研究代表・松倉治代), 2017 年 4 月採択(平成 29 年 ~ 平成 31 年)。

大阪市立大学平成 28 年度戦略的研究 基盤研究「都市政策としての犯罪対策に関する総合的研究」(研究代表者 安竹貴彦, 研究者 三島聡, 金澤真理, 松倉治代, 安田恵美)。

ホームページ等

大阪市立大学研究者要覧(<http://rdbsv02.osaka-cu.ac.jp/profile/ja.SAP1WZKEucwzI60noQV80Q==.html>) 2017 年 5 月 2 日アクセス

6. 研究組織

(1) 研究代表者

松倉 治代 (MATSUKURA, Haruyo)

大阪市立大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号: 70637529